

審議（会議）結果

しんぎかいなごめいしょう 審議会等名称	だい かい かながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかい 第34回 神奈川県障害者施策審議会
かいさいにちじ 開催日時	れいわ ねん がつ にち げつようび じ ふん じ ふん 令和4年9月5日（月曜日） 14時00分から16時10分まで
かいさいばしよ 開催場所	かながわ じち かいかん かいかいぎしつ さんかあ 神奈川県自治会館2階会議室（オンライン参加有り）
しゅつせきしゃ 出席者	【会長】 蒲原委員、【副会長】 佐藤委員（以下、名簿順） たかししいん そうまいいん こやまいいん ふじもりいん ほんざわいいん やたがわいいん 嵩委員、相馬委員、小山委員、藤森委員、榛澤委員、谷田川委員、 ないとういん おのいん こすぎいん くまといん なりたいいん ありはらいいん 内藤委員、小野委員、小杉委員、隈元委員、成田委員、在原委員、 しんばいいん とくだいいん きりがやいん やまなしいん けい にん 眞保委員、徳田委員、桐ヶ谷委員、山梨委員（計18人）
じかいかいさいよていび 次回開催予定日	れいわ ねん がつころ 令和4年11月頃
しよぞくめい 所属名、 たんとうしゃめい 担当者名	しょうがいふくしかちようせい しばた 障害福祉課調整グループ 柴田 でんわ 電話（045）210 - 4703 ファクシミリ（045）201 - 2051
けいさいけいしき 掲載形式	ぎじろく 議事録
しんぎけいか 審議経過	い か 以下のとおり
<p>ぎ だい 《議 題》</p> <p>だい き かながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかいがいちよう ふくかいちよう せんしゅつ (1) 第6期神奈川県障害者施策審議会会長・副会長の選出について</p> <p>だい き かながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかい こんご よてい (2) 第6期神奈川県障害者施策審議会の今後の予定について</p> <p>だい き かながわけんしょう ふくしけいかく とりくみじようきよう (3) 第6期神奈川県障がい福祉計画の取組状況について</p> <p>ほうこくじこう 《報告事項》</p> <p>かしょう かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじようれい せいてい (1) （仮称）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について</p> <p>けんりつしょうがいしゃしえんしせつ けっか (2) 県立障害者支援施設のモニタリング結果について</p> <p>けんりつしょうがいしゃしえんしせつ ほうこうせい けんとう (3) 県立障害者支援施設の方向性の検討について</p> <p>けんりつなかい えん りようしゃしえんがいぶちようさいいんかい ちょうさじようきよう (4) 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査状況について</p> <p>しょうがいしゃせいさくいいんかいおよ しゃがいほしょうしんぎかいしょうがいしゃぶかい (5) 障害者政策委員会及び社会保障審議会障害者部会について</p> <p>はいふしりよう 《配布資料》</p> <p>しりよう だい き かながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかい こんご よてい 資料1 第6期神奈川県障害者施策審議会の今後の予定について</p> <p>しりよう かながわけんしょう ふくしけいかく とりくみ 資料2 神奈川県障がい福祉計画の取組</p> <p>しりよう いるりようてき じしえん じようほう せつち 資料3 かながわ医療的ケア児支援・情報センターの設置について</p> <p>しりよう かしょう かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじようれい せいてい 資料4 （仮称）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について</p> <p>しりよう かしょう かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじようれいそあん 資料5 （仮称）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例素案</p>	

資料6 県立障害者支援施設のモニタリング結果について

資料7 県立障害者支援施設の方向性の検討について

資料8 県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会の調査状況について

資料9 障害者政策委員会及び社会保障審議会障害者部会について

《その他資料》

第6期神奈川県障がい福祉計画

かながわ障がい者計画

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書

【事務局による進行】

- 福祉部長挨拶
- 会議運営に関する事務連絡
- 委員改選に伴う委員紹介
- 会長選出
(全会一致で蒲原委員を会長に選出)

(蒲原会長)

皆様ありがとうございました。ただいま、会長に御指名いただき、皆様に御賛同いただきました。蒲原と申します。よろしくお願ひします。

この神奈川県障害者施策審議会は、先ほど名簿を見ておりましたけれども、障がい当事者の方、親の会など支援されている方、福祉の現場で働かれている方、また弁護士の方や学識者など、障がい福祉に関わる非常に幅広い方々の参加を得て、障がい者施策に関する県の計画などの策定を中心に審議する、大変重要な仕事をやっている審議会であると認識しております。

私自身は、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会におきまして、委員長の仕事も務めております。この検討委員会では、後ほど話があるかもしれませんが、およそ20年後の神奈川県における、あるべき障がい福祉の姿、とりわけ、障がい当事者を中心に据えた、あるべき障がい福祉の姿を思い描いて、一定の報告をまとめた後、引き続き、そのフォローアップ、それをどう実現をするのかということについて、更なる審議を進めているところでございます。

私がこの審議会の会長になったということについては、一つには、その将来展望

検討委員会における色々な検討状況を神奈川県計画の中に、上手く落とし込んでいくことがあろうかと思えますけれども、そこも含めまして、神奈川県のような障がい者福祉の充実に向けて、皆さんの御意見を十分にいただきながら反映していきたいと考えています。

私も、これまで、障がい福祉や地域共生社会づくりの仕事をしてきましたので、そうしたことが、審議会の審議に活かせたらと考えております。

どうか委員の皆さんの御協力をよろしくお願いしたいと思えます。ありがとうございました。

（事務局）

ありがとうございました。続いて、審議会条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとされております。

つきましては、蒲原会長から、そうした際に、会長の職務を代わって行っていただく副会長の指名をお願いします。

（蒲原会長）

それでは、副会長につきましては、県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会や、先ほど申し上げた当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会などの委員を務められて、県の施策に精通していらっしゃる佐藤委員を指名したいと思えますけれども、佐藤委員、いかがでしょうか。

（佐藤副会長）

結構でございます。

（事務局）

ありがとうございます。それでは、佐藤委員に副会長をお願いしたいと思います。一言御挨拶をお願いします。

（佐藤副会長）

佐藤でございます。副会長を指名いただき、身の引き締まる思いでございます。実は、最近、横浜に来ることが多くなりまして、今、蒲原会長から御紹介もありましたが、中井やまゆり園の外部調査委員会を始めとして、いくつかの会議体に参加しております。

神奈川県内の事情にあまり詳しくありませんので、せめて蒲原会長の足をひっぱらないよう、色々勉強させていただきたいと思っております。

今日の議題にもあがっておりますけれども、色々な県立施設の今後のあり方、それから、将来展望、20年後と言われているのですが、20年後に生きている自信がありませんので、展望はするけれども、責任は持てないという立ち位置で、皆さんと一緒に勉強していきたいと思っております。どうぞ、ひとつよろしくお願ひします。

（事務局）

ありがとうございます。それでは、蒲原会長、佐藤副会長には、会長席、副会長席にお移りいただき、会長に以後の進行をお願いします。

（蒲原会長）

それでは、引き続き議事を進めたいと思ひます。

最初に本日の議事の進め方について、委員の皆様方と共有して、時間を有効に使っていきたくと思ひます。資料説明でありました議事次第、議題が3つ、報告事項が5つ並んでいる資料を確認いただければと思ひます。

議題（1）は終わりました、議題（2）と（3）で併せて概ね40分程度、時間を取りたいと思ひます。大体15時くらいを目途で、議題（2）と（3）をこなせばと思っております。

報告事項（1）の条例に関しては、20分程度としたいと思ひます。実は、報告事項（2）から（4）は全て県立障害者支援施設に関する事項でございますので、一括して報告を受けて意見を頂戴したいと思ひます。ここは合計30分程度取りたいと思ひます。報告事項（5）は10分程度として、概ね16時頃には終えるよう進行してまいりたいと思ひます。

それでは、議題（2）「第6期神奈川県障害者施策審議会の今後の予定について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料1に基づいて説明

（蒲原会長）

では、議題（2）について、各委員から、御意見、御質問等がありましたらお願ひします。特に意見ないようでございますので、議題（2）については、ただいま説明いただい

てじゆん すす おも
た手順で進めていただければと思います。

つぎ ぎだい だい き かながわけんしょう ふくしけいかく とりくみじょうきょう じむきょく
次に議題（3）「第6期神奈川県障がい福祉計画の取組状況について」、事務局から
せつめい ねが
説明をお願いします。

じむきょく
(事務局)

しりょう ちと せつめい
資料2、3に基づいて説明

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

では、議題（3）について、神奈川県障がい福祉計画の取組、それに関連して、かな
いりょうてき じしえん じょうほう せつち せつめい かくいいん
がわ医療的ケア児支援・情報センターの設置について説明がありました。各委員から、
ごいけん ごしつもんどう ねが やまなしいいん ねが
御意見、御質問等がありましたらお願いします。それでは、山梨委員お願いします。

やまなしいいん
(山梨委員)

はやままち やまなし ねが
葉山町の山梨です。よろしくをお願いします。

いりょうてき じしえん じょうほう せいれいしいがい しちょうそん やくわりぶんだん
医療的ケア児支援・情報センターについてですが、政令市以外の市町村との役割分担
と申しますか、市町村への問合せ件数について、県は把握しておりますでしょうか。

じむきょく
(事務局)

しちょうそん そうだんけんすう しちょうそんたんどく
市町村からの相談件数につきましては、市町村単独というわけではありませんが、
かくほけんふくしじむしょ きかん そうだんじむしょとう そうだんけんすう はあく
各保健福祉事務所や基幹の相談事務所等からの相談件数について把握しております。

やまなしいいん
(山梨委員)

これからということなので、資料2の11ページにもあるとおり、数百人いることは
あき みにずう たい ぜんたい けんすう ふ
明らかですし、この人数に対して、全体の件数というのは、ますます増やしていかな
ねばならないと思います。少し話が逸れるかもしれませんが、この計画の先の課題とし
て、先日、町村会から、医療的ケア児についての現場での受入れに対する補助につい
て、要望が出ていると思います。こうやって相談が増えてきますと、受け皿として拡大し
ていかなければならない中で、実際のところ、県と市町村で今、受け皿の看護師の雇用な
どを行っておりますが、ぜひ県としても、現場にも力を与えていただかないと、形式
だけ整えても、魂入らなくなってしまっても良くないと思いますので、ぜひ前向きに、
じ き けいかく さい けんとう ねが おも
次期計画の際には、検討をお願いできればと思います。

じむきょく
(事務局)

資料3の最後の相談実績を見ていただくと、県庁に設置するセンターでは19件というところで、政令市では多くの件数の相談を受けている状況でございます。また、政令市以外の、よく県所管と言いますが、県所管においても、昨年度、1,200件くらいは相談を受けていると把握しておりますので、先ほど資料説明の中でもお話をさせていただきましたとおり、各障がい福祉圏域や、政令市等との連携をしながら、このセンターについては、より良いものにしていきたいと考えております。

かもはらかいちよう (蒲原会長)

ありがとうございます。ぜひ相談体制も含めて、実態的な対応も含めて、これから進めていっていただきたいと思っております。

つづいて、会場から手が挙がっています。成田委員お願いします。

なりたいいん (成田委員)

県肢体不自由児協会けんしたいふじゆうじきょうかいの成田なりたです。同じ質問おなじしつもんになりますが、この相談窓口そうだんまどぐちの件についてです。まず、このセンターができたということについて、大変嬉しいと思っておりますし、2か月とは言え、小田原市おだわらしの方から5件も相談けん そうだんがあったということは、やはりニーズがあるのかなと受け止めております。ただ、今後、実績こんご じっせきが積み重なった後、実績の内容あと じっせき ないようとして、相談された方が御家族ごかぞくだったのか、あるいは支援者しえんしやだったのか、ということも、今後の分析ぶんせきをするのに必要なのではないかと思います。また同時に、相談を受けた方が、結果的にはどこに繋いでいったのか、という繋ぎの状態つな じょうたいについても、今後分析して地域の課題こんごぶんせき けんいき かだいに挙げていくためには、必要だと思っております。今後、実績が積み重なり、分析するときに、ということも加えていただければと思っております。

じむきよく (事務局)

おっしゃられているとおりでであると 考えております。計画では、各市町村にも医療的ケア児コーディネーターを配置していくことを目標としており、一方で、県でも、センターを作っていくということになりますので、市町村の医療的ケア児コーディネーターの育成を進めながら、コーディネーターと県の関係性を良い形にしていきたいと考えております。そのため、おっしゃられたとおりで、御家族からの相談であったり、支援をされている方からの相談であったり、少し分類をしたりということは考えていきたいと思っております。

もう一つ、資料3の表紙を1枚めくった1ページ目、右上に、こども医療センターがあるとありますが、この中で、医療的ケア児コーディネーター等から医療に関する何か分

からないことがあった場合には、こども医療センターで御相談に乗っていただくような、
いたくじぎょう あわ 委託事業も併せてやっております。現場の支援者には、研修だけでなく、そういった
かたち しえん かんが 形で支援をしていきたいと考えております。

かもはらいちょう
(蒲原会長)

ありがとうございます。その他御意見等ございますでしょうか。オンラインで手が
あ 挙がっています。眞保委員お願いします。

しんぼいん
(眞保委員)

ほうせいだいがく しんぼ
法政大学の眞保でございます。

3ページの地域生活支援拠点等の整備ですが、こちらは順調に数が増えているよう
で、嬉しいことだと思います。一方で教えていただきたいと思っておりますのが、災害
ふくしひなんじょ 福祉避難所についてです。これを兼ねている施設はどのくらいあるのかを教えていただ
けないでしょうか。

かもはらいちょう
(蒲原会長)

事務局分かりそうですか。もし今すぐは難しければ時間をとって、改めて御説明す
る機会を設けたいと思います。眞保委員、何か問題意識を兼ねていたら、そのあたりの
せつめい ねが 説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

しんぼいん
(眞保委員)

お時間もありませんから、後ほどでももちろん結構なのですが、災害時に、障
がいのある方が安心して、避難できる避難所の整備というのは、9月は防災月間でもあり
ますし、重要であると考えております。また、別途、整備している自治体もあるのです
が、この地域生活支援拠点の整備をしている事業の中で、どのくらいそうした事業を兼
ねているところがあるのかと思ひましてお聞きしました。

じむきょく
(事務局)

ざいりょう そろ わ 材料が揃うか分かりませんが、後ほど回答させていただければと思います。申し訳あ
りません。

かもはらいちょう
(蒲原会長)

その他、ありますでしょうか。もう一人くらい時間がございますけれども。会場です

が挙げられました。在原委員、お願いします。

ありはらいいん
(在原委員)

けんりつほけんふくしだいがく ありはら
県立保健福祉大学の在原です。

ぜんたいてき
全体的なことなのですが、しんちよくじょうきょう かくにん
進捗状況の確認をしていくにあたって、おお せいこもくひょう
大きな成果目標
かんしての、なんにん ふう
何人に増えたとか、なん%だったか、ということをお示しいただいています。
くわ さいくねんど と しめ
加えて、昨年度に取りまとめをやったときにはお示しいただいたように、せいこもくひょう と
成果目標に取り
く あ いろいろ じぎょう む
組むに当たっての、色々な事業をやりながら向かっているというかんけい しめ しりょう
関係を示した資料が
ひつよう かくじぎょう けっか だ
必要です。各事業がどのように結果を出しているのかというここ ひょうか
個々の評価があり、その1
こ こ とどこお うま うえ かくじぎょう
個1個が滞っているとか、上手くいっているとかがありつつ、またその上で、各事業が
せいこもくひょう たい
成果目標に対してちゃんとつながっているかどうか、というけんとう ひつよう
検討も必要です。そのため、
こういった しんちよくかくにん しりょう おお おも つね じぎょう
こうした進捗確認のときには、資料が多くなってしまうと思いますが、常にどの事業
くみあわ せいこもくひょう む がんば
の組合せでこの成果目標に向かっているか、というぜんてい しめ うえ
前提を示した上で、これら
じぎょう くみあわ た ふく みな ごいけん
の事業の組合せでいいのか、足りないのかななども含めて、皆さんから御意見をいただ
けるような資料構成になっていた方が、良いのではないのでしょうか。

もうひとつ、それに加えて、特に昨年度の振り返りで、何が課題かと明記したというこ
ともあったと思うので、それについては、いま どのように がんば
頑張っているかということも書
いていただきたいですし、そのように計画を有効に回すという、いみ しんちよくかくにん
意味ある進捗確認と、
つぎ
次につなげることができるように、ぜひ、じょうほうていきょう ねが おも
情報提供をお願いしたいと思います。

もうひとつ、せいこもくひょう ばんめ ちいきせいかつ いこう しょう じ にゅうしょしせつ
成果目標の1番目の地域生活への移行について、障がい児の入所施設
からねんれい あ しゃ ほう いこう
年齢が上がって、者の方に移行するとか、それに伴うというか、ちいき ほう もど
地域の方に戻ると
か、そういったことについての取り組みも、いますす
今進めないといけなところだと思
うのですが、それがたぶん ばん ほん はい おも
多分、1番のところに入っているのだと思うのですが、しりょう み わ
資料を見ても分
らないのです。そのことについてはっきりさせながら、しょう じ
障がい児のところは、いりょうてき
医療的ケ
ア児とつか かなし
児に特化されてお話をありますが、それだけではとうぜん
当然ないので、しょう じ ちいき
障がい児の地域
いこう ふく けんりつしせつ つうかがた か ふく ぜんたいてき
移行のことも含めて、県立施設が通過型に変わっていくということも含めて、全体的に
どうやったら、にゅうしょしせつ きのう ちいき もど
入所施設をうまく機能させながら地域に戻っていくかということはどう
すす
進めていくのか、というなかみ み すこ しめ
中身が見えるようなことを少し示していただきながら、この成果
もくひょう かんが ひつよう おも
目標について考えていくということが必要なのではないかと
思っております。いかが
なものでしょうか。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

たいへんだいじ してき おも じむきょく
大変大事な指摘があったと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

じむきょく
(事務局)

まず、一つ目のお話ですが、資料1を見ていただくと、第6期の主なスケジュールと
いうところで、昨年度、障がい福祉計画が改定の年でしたので、ここでいうと、例えば
2(4)のあたりで、障がい福祉計画の総括と書かせていただいておりますが、その中
で、委員の御記憶のとおり、どのような事業をやって、どのような原因があつて、目標
が達成したり達成していなかったりという資料を作成しておりました。それで、通常の
時にも、こういった事業が構成されていて、それが適切なものなのか、それともあまり
効果がないのかということも、委員の方々にも、御説明していかないといけないと思
っておりますので、少しやり方については、工夫をさせていただければと思っております。

じむきょく
(事務局)

もう1点の過齢児、いわゆる障がい児入所施設という18歳以下の知的障がい児や
身体障がい児などが入る施設に、18歳を超えても施設に残らざるを得ないような方をい
わゆる過齢児と言いますが、今現在、過齢児の行き場が、例えばグループホームであつた
り、障がい者支援施設であつたりということは、各市町村は把握していても、この
計画上はまだ反映されておられません。ただ、今年度から、都道府県の方で協議の場とい
うものを設置することになり、県が所管する施設では、今21人の過齢児がおります。そう
いった方一人一人を、協議の場で、今後の行き先や、場の確保を今年中に話し合い、協議
を進めながら、例えばグループホームを確保するのであれば、障がい福祉計画にちゃん
と位置付けようと、そういった話もしているところでして、次回の計画には、そういった
ところも含めて、入れていくような形で、在原委員がおっしゃるような通過型という
か循環型というか、そういったものが見えてくるような形になるのではないかと考
えているところでございます。

かもはらいちやう
(蒲原会長)

ありがとうございます。ぜひ、目標の進捗状況に至る手前の手段というか、政策
というか、事業とセットで分かるように、今後の計画の進捗管理をぜひよろしく願
いしたいと思います。

それでは、続いて榛澤委員、よろしく申し上げます。

はんざわいいん
(榛澤委員)

神奈川県精神障害者連絡協議会、やまゆり会の榛澤と申します。よろしくお願
いしま

す。質問ですが、2ページの「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてですが、不勉強で詳しく分かっていないのですが、今までバラバラにやっていた医療とか、福祉とか、社会参加とか、住まいとか、そういうものを包括的に支援することで、より質の高い支援をするっていうことだと理解しているのですが、資料に書いてある成果目標は、退院促進というか退院率を上げるものになっています。この地域包括ケアシステムによって、より質の高い形とするために、入院していた方だけではなくて、今現在、ひきこもっている方とか、ひきこもってなくても非常に支援が困難な事例が、たくさんあると思うのですが、そういう人たちを対象にしているのではないのでしょうか。これだけを見ると、退院促進のためのシステムの構築みたいに見えてしまいます。困難事例というのは、地域で今暮らしている人たちの中にもたくさんあると思います。そういう人たちを、このシステムの対象にするってことはないのでしょうか。

（事務局）

今の御質問、資料2の2ページ目のところですが、それぞれ成果目標としているのは、国から示されているものに合わせて、この項目は入れておりますけれども、基本的には、精神科病院からの退院促進のことだけではなくて、地域生活を送る上でどういう支援が求められるか、というところも含めてと考えています。地域包括ケアシステムですから、退院促進だけではなく、特に2ページ目の一番下の保健医療福祉関係者による協議の場というところでは、地域で足りないサービスはこういうものがあるということなどを協議していただけていると思っております。また、色々な分野の方が参加する研修会等も企画をしていくような形になりますので、そういう点では、退院促進だけではなく、総合的に、精神保健福祉の地域包括ケアシステムと言っておりますが、そういうシステムを作っていく場になろうかと思えます。

（榛澤委員）

はい、わかりました。ありがとうございます。

（蒲原会長）

ありがとうございます。表題に対して中身が退院のところ少し寄っているようにも思えます。もしかしたら国がそう言っているから、それに沿っているということかもしれませぬけれども、仮に国が今後変えなくても今後の計画の時には、地域で暮らすことが継続すること自体の指標などが、一つの検討課題かなと思えますので、よろしくお願いたします。

それでは、議題の（３）につきましては、以上としたいと思います。続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項の１点目、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の制定について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

資料４、５に基づいて説明

蒲原会長

それでは、ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。

それでは、小山委員から手が挙がりました。よろしくお願いたします。

小山委員

横須賀本人会の小山登です。意見を求めたと説明されていましたが、委員の知り合いの人たち、周りの知り合いの人たちに、声をかけて、この人この人という形にしたのか、それとも県が選んで、この人とこの人としたのか。どうなのでしょう。

毎回、分厚い資料などで、意見を求めていますとありましたが、全然、こちらには連絡が来ていません。同じ本人会なのに、連絡も手紙も来ていません。

他の団体はどうなのでしょう。選ぶ基準はどうなっているのでしょうか。それは差別ではないのでしょうか。ここにいる皆さんは、この意見交換に参加したのでしょうか。知っていたという人はいるのでしょうか。それが聞きたいです。

事務局

意見交換のお声をかけさせていただいた団体は、先ほど81団体と申しましたが、これは県の方で把握している団体でございます。具体的な基準というのは、明文化されていないと思いますが、一つの市町村の中で御活動されているということは、一義的には市町村としっかりとコミュニケーションを取っていただく。県の方でコミュニケーションをとらせていただくのは、複数の市町村に跨って活動をなさっているところ、それと政令市はそれなりに人口規模が大きいので、そこをベースに御活動されているところということで、カウントしましたのが81団体ということでございます。

小山委員

政令市ですけど、どうなのでしょう。

じむきょく
(事務局)

それは我々の把握の仕方が十分ではなかったと思いますので、ぜひ、意見交換の機会をこれから設けさせていただければと思います。具体的に何をどうやるかというのは、まだこれから議論していく時間がございますので、ぜひとも、そういったところで、お話を聞かせていただければと思います。以上でございます。

かものはらいちやう
(蒲原会長)

よろしいでしょうか。それでは、オンラインで徳田委員から手が挙がっております。徳田委員よろしく願いいたします。

とくだいじん
(徳田委員)

事前の説明の時や、意見交換の時も申し上げたところではありますが、一つ気になったところとしては、資料4の別添2の8番と9番、差別解消、虐待の防止についてです。これは、法律を踏襲し、県として宣言するという説明がありました。

虐待の防止について、この条例だと、早期発見につなげる通報について、県民等への普及啓発を行うものとするとしていますが、通報者の保護についても、条文として宣言する必要があるのではないのでしょうか。基本的な条例ということで、あまり細かいことを書くのはどうなのかというのはあるかと思いますが、虐待防止というのは、いかに通報を実効性のあるものにするかというのが大切です。神奈川県は、例えば、愛名やまゆり園でも、通報した職員を処分するということが実際にあった県ですし、中井やまゆり園についても適切な通報がされていなかったといった構造があるわけですから、通報制度の重要性と、通報者を保護することを基本的な条文として宣言することが必要なのではないのでしょうか。

また、素案を拝見しますと、例えば、虐待の防止について、啓発研修については障害福祉サービス提供事業者に対して行うとありますが、障害福祉サービス提供業者に限定しているというのは、どうなのかなど。例えば、間接的な虐待防止措置というのは、施設だけに限らず、病院、学校、保育所について、法律上も対象外になっていたわけではありません。間接的防止措置というものがあつて、義務があるわけですから、少なくとも、研修などについて、病院、保育所を追加しても法律を上乗せするようなことにはなりません。精神科病院を入れこむというのは議論があるかと思いますが、少なくとも、障害サービス提供業者に限定する必要はなく、障がい福祉に関わるものという広い捉え方をすべきなのではないかというのが、私が気づいた第2点です。

あともう1点、差別解消について、資料4の別添2の8の2つ目のポイントになりますが、県及び事業者は、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合においても、社会的障壁の除去について、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮を行うよう努めるとあり、これは法律をそのまま掲載していると思います。

この障がいを理由とする差別の解消について、意思の表明がない場合においても、社会的障壁の除去について、合理的配慮を行うように努めるという条文がありますが、これをどういった場面に適用されるのか。個別的な事例、個別的なニーズにおける場面を想定されているとすると、障害者差別解消法というのは、障がい特性にも色々あり、障がい者の意思も色々あり、ニーズにも色々あるということを前提として、意思表明と対話、建設的な対話でもって、それぞれの合理的な配慮を提供するという事になっているので、逆に全く本人の意思を無視して押し付けていくというような配慮があってはいけないというのが、障害者差別解消法ということになります。そのため、もう少し趣旨を明確に書いた方がいいのではないのでしょうか。例えばバリアフリーのように、事前的な配慮措置ということで、この規定をするのであれば、それがわかるようにした方が、いいのではないかと思います。この3点が気づいた点となります。以上です。

かもはらかいちよう
(蒲原会長)

それでは、できるだけ簡潔に回答をお願いします。

じむきよく
(事務局)

全体として共通するものは、やや具体性に欠けるところがあり、その辺はもう少ししっかりと書くべきではないかという、具体的な御提言もあったかと思えます。庁内の話になりますけれども、この条例を審査する部局と様々な議論を行い、現段階でこのような形になっております。今、素案から条例案に、ブラッシュアップしていく段階でございますので、今いただいた御提案については、どこまで採用できるか、ということもありますが、しっかりと内部で議論いたします。また、条例が通ったら、ではあります、条例を着実に施行し、取り組みを広げていくために、どういう趣旨でこの条例が作られて、あるいはこの条文にどういう意味が込められてということを解説、説明をしていくことが重要でございます。そもそも狙っていた趣旨と違うような運用がされないように、説明をしていきたいと考えております。引き続き、また、御指導、御助言いただければありがたいと思っております。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

とくだいじん
徳田委員、よろしいでしょうか。

じむきょく
ぜひ事務局においては、今の話のように少し趣旨をよく取り入れて、丁寧に進めて欲しいと思います。それでは、続いて山梨委員よろしくお願ひします。

やまなしいいん
(山梨委員)

じょうな じょうれい
27条から成る条例ということでよろしいでしょうか。

じむきょく
(事務局)

しりょう ばんごう だいなんじょう よてい きほんてき すす
はい。この資料の番号が、第何条となる予定で、基本的には進めております。

やまなしいいん
(山梨委員)

ち じ りねんてき じょうれい かながわけん しせい しめ じょうれい
知事による理念的な条例、神奈川県の姿勢を示すための条例ということでよろしいでしょうか。

じむきょく
(事務局)

じょうれい ぼつそくとう きほんてき りねんじょうれい
はい。この条例には罰則等はございませんので、基本的には理念条例ということで
じつこうせい たんぽ くふう おも
すが、実効性が担保されるように、そこは工夫してやっていきたいと思っております。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

ありがとうございました。それでは榛澤委員から手が挙がっています。簡潔によろしくお願ひいたします。

はんざわいいん
(榛澤委員)

こんかいさんか あ いちばんつた
今回参加するに当たって一番伝えたかったことになりますが、資料5の素案の前文の
よ
ところを読ませていただいて、ちょっと違和感がありました。3つ目の段落の2行目です。これまでは利用者の安全を優先するという理由で管理的な支援が行われていたとい
りようしゃ あんぜん ゆうせん りゆう かんりてき しえん おこな
うところに違和感があり、少し事実とは違うのではないかと思ひました。

というのは、私が精神障がい者の施設にいたので、知的障がい者の施設とは違ひか
わたし せいしんしょう しゃ しせつ ちてきしょう しゃ しせつ ちが
もしれませんが、利用者の安全を優先するというよりは、管理的にする方が職員がやり
りようしゃ あんぜん ゆうせん かんりてき かた しょくいん
やすいからだと思ひます。というのは、管理的でなく、例えば、当事者本人の意思を尊重
おも かんりてき たと どうじしゃほんにん い し そんちょう
し、本人が望む支援をするのは、すごく高いスキルが求められますし、面倒です。きつ
ほんにん のぞ しえん たか もと めんどう
と、こうしたら駄目、これは駄目、という感じにしている方が楽です。

だから、これまでの利用者の安全を優先するという理由でというのは、そういう理由も全くないとは言いませんが、これは職員側の都合で、管理的になっていると私は感じているので、修正した方がいいのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

（事務局）

前文の3段落目でございますが、様々な議論を経て、現状このようになっております。確かに安全を優先するというと、良いことをやっていると受け取られるということかと思えますけれども、事実としては、そうではないという御指摘であったと思えます。県立施設は非常に大規模な施設であり、そうしますと、やはりどうしても、今委員がおっしゃったような管理的な運営になってしまう。併せて、人との関わりがあまり得意ではない方もたくさんおられまして、なるべく人の関わりを避けるような、そういう支援がいいのではないかと、ということが現実に行われていたということです。それは支援者の側からすると利用者の安全を考えていたということで、これまでの県の検討会議体でも、御指摘がありました。そういうことを踏まえたところで、「安全を優先する」というようなことで書かせていただいた、というところでございます。

（榛澤委員）

この条例は、もともと津久井やまゆり園の事件を受けて作られたと思えますが、この条例は知的障がい者の方たちや施設も含めますけれども、特に精神障がいの施設においては、すごく管理的な体制で運営していると、様々な当事者が感じているので、今の説明では、はいそうですかと言いつらいところです。もう一度、検討というか、様々な当事者から話を聞いた上で、決めていただければと思います。

（事務局）

今、御提言のあったことは、中でしっかりと共有したいと思えます。ただ、この段落は、そういったこれまでの支援のあり方を、県としても非常に反省をして、当事者の方を中心に置いた支援に変えていこうという、そういう気持ちで書かせていただいているところでございます。条例が成立しましたら、今後、条文の解説等を作ることになると思えますので、前文についても趣旨をしっかりと説明していきたい、誤解のないように説明をしていきたいと考えております。

（榛澤委員）

わかりました。ありがとうございます。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

引き続き、よく話を聞いて、丁寧に進めていくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。それではその他よろしいでしょうか。

それでは、ただいま報告事項の(1)まで終わりました。以下、報告事項の(2)、(3)、(4)、(5)ということでございますが、最後の報告事項(5)は、国の状況の報告だということで短く済むでしょうが、(2)、(3)、(4)は県立施設で大事な内容であります。説明の方も、少し簡潔に説明いただきまして、色々な意見をお聞きたいと思ひますので、事務局よろしくお願ひします。

じむきょく
(事務局)

しりょう
資料6、7、8に基づいて説明

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

ただいま議題の報告事項の(2)から(4)についての御説明がありました。少し私の不手際もありまして、若干時間が気になるころですが、もし皆さん方の御賛同があれば、10分程度延長をして、大事な内容なのでやりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、それぞれ簡潔に一言おっしゃっていただければと思ひます。それでは佐藤副会長から手が挙がりました。よろしくお願ひします。

さとうふくかいちょう
(佐藤副会長)

3つのことを県に説明していただいたのですが、それぞれよく分からないことがあります。最初の説明は、津久井やまゆり園、これは時期的におそらく新しいところの調査をされたと思ひますが、前から行動制限判定会議でやってらっしゃるのですよね。虐待防止委員会も前からあるのですが、調査された時にどういふメンバーだったのか。私の記憶では、前の時は、施設長、それからもう1人2人、幹部職員が入っておりました。計画通りやられているというお話でしたけれども、それは、行動制限判定会議という、要するに行動制限を許すための会議だったと私は記憶しておまして、調査されたときに、この会議の様子をどういふふうを確認されたのか、ということが1つです。

次に、身体拘束が0だという、御報告がありました。かつて、新しい施設になる前に、身体拘束は0ですという報告を県に上げていたが、実際には0ではなかったという

ことがありまして、ここで言っている身体拘束が0というのは一体どういう形で確認されたのかということをおしを教えてください。

次に、県立施設の方向性については、将来展望検討委員会で色々議論され、そこでも申し上げましたが、どの程度の量が適切なのかという把握の仕方だと、県施設のあり方を議論するときの指標としては足りないとおもっています。要するに県立施設では何をやるのかということが重要で、どの程度の量が適切かという話ではなくて、そこで何をやるのかということ。研究的なものに向かっているのではないかと思っており、そういう把握の仕方が必要ではないかと思っております。

それから、データについて、いつも定員が出てくるのですが、定員だけでなく、実員は何人か、というデータも併せて記載していただけると、実状がわかりやすいと思います。

中井やまゆり園については、先ほど御説明にありましたように、今日、この会議の終了後、私の方から知事に報告書を提出するということになっておりますけれども、91件の調査対象案件のうち、半分程度だと思っておりますが、未調査になっております。

そのため、本日の段階でこの外部調査委員会は、一応終了いたしますけれども、調査は継続せざるを得ないはずなので、何らかの形で今後の調査を継続していくという、そういうことになろうかと思っております。

かもはらいちよう
(蒲原会長)

それでは、他の委員の意見や質問を少し聞いてから、まとめて回答お願いします。オンラインの小野委員から手が挙がっております。よろしく願いいたします。

おのいじん
(小野委員)

小野でございます。資料6の5ページに権利擁護システムというのがあります。一般的に権利擁護システムは、障がい等によって判断能力が不十分な方の代弁ですとか、法律行為を行う、そういう支援のシステム、具体的には成年後見のようなものを指すことが多いと思うのですが、やまゆり園の取組みというのがどのようになっているのか、モニタリングの中で把握されていたら教えてください。

また、その再発防止策に記載されている項目をモニタリングされているということなので、ひょっとして、記載がないのかなというのも思ったのですが、そのあたりの御認識を教えてください。よろしく願いいたします。

かもはらいちよう
(蒲原会長)

ありがとうございました。その他もう一人くらい、御意見、御質問等ありましたら、お

ねが ありはらいいん ねが
願います。それでは、在原委員、願います。

ありはらいいん
(在原委員)

ひと しつもん
一つ質問させていただきたいのですが、資料8の中井やまゆり園の改善に向けた取組
みというところで、31 ページ、ウのところにあります、施設外での日中活動の場を
かいたく ほうこうせい たいへんじゅうよう おも
開拓していくという方向性、大変重要かと思ひます。やはり、入所施設が閉じていると
いうことが問題の一番の根底だと思ひますので、日中活動の場について、どのぐらい
かいたく てごた すす
開拓の手応えといひますか、進んでいるかということとともに、皆さんが、日中に外の
じぎょうしょ で
事業所に出かけていくことができにくい報酬体系がありますので、そのことについて、
つよ つよ くに うった とりく ねが おも
強く強く国に訴えかけていくという取組みを、ぜひ願ひしたいと思ひます。

かものはらいちやう
(蒲原会長)

つぎ なりたいいん ねが
それでは、次に成田委員願ひします。

なりたいいん
(成田委員)

こんご けんりつしせつ ほうこうせい かん ろんてん けんりつしせつ
今後の県立施設の方向性に関する論点のところ、県立施設がこれからどうなってい
って、量的にどうかというのを、県立施設の状況からだけビジョンを考へていくの
はなかなかむずかしく、やはり今、神奈川県の中で、施設がどういう役割を持って、民間施設
も含めて、それぞれの障がいのある方が、その人らしい生き方のために、生活の場を色々
ふく しょう しょう かた ひと い かた せいかつ ば いろいろ
と選択するためには、どういう施設が必要で、という全体像の中で、やはりここは県立で
せんたく
担うという、何かもう一つ大きな視点の中で、県立施設のあり方を考へていくことが
ひつよう
必要なのではないかなと思ひます。難しいと思ひますが、そこが、欠けてはならない
ところだと思ひます。

かものはらいちやう
(蒲原会長)

ひじょう だいじ いけん せんぼん しょうらいてんぼうけんとういんかい しゅし ほうげん
非常に大事な意見で、先般の将来展望検討委員会でも、そのような主旨の発言があり
ました。それでは、事務局の方で今の4人の委員からの御意見、御質問に対して少し簡潔
じむきよく ほう いま にん いいん ごいけん ごしつもん たい すこ かんけつ
に説明をよろしく願ひします。

じむきよく
(事務局)

つく い えん かんれん せつめい
それでは津久井やまゆり園のモニタリング関連から説明します。
まず、身体拘束の行動制限判定会議については、園長をトップとした組織の中で行
しんたいこうそく こうどうせいげんはんていかいぎ えんちやう そしき なか おこな
っております。その中で、どういう形で検討して進めたのかについては、資料6の3ペ
なかに かたち けんとう すす しりょう
ページに載っています。

一ページの「取組状況」に記載しております。考え方として、現場の職員が、まずは意思決定支援の取り組み等を通じて改めて利用者の目線に立って、この人に今、身体拘束は本当に必要なかどうかということ徹底的に見直ししながら、それをさらに寮会議、課会議、さらには園全体での会議という形で、段階的に、厳しい目で見えていく、3要件に該当するかを検討していくという取り組みをしてきております。

その結果、令和3年4月の時点では3名であった身体拘束が、8月には、全利用者への身体拘束がなくなったということでございます。

繰り返しになりますが、なぜ身体拘束が続いていたのかというところは、利用者支援の検討部会でも、もともと指摘がされていましたが、これまでの身体拘束というものは、危ないから予防的にやっていくものだとということで、漫然と続けてきたところを改めて徹底的に見直すというところが、一つの大きな要因でした。

検討部会からのそういった指摘を受けたということが、大きな展開のきっかけになったのだと受け止めております。

次に、権利擁護システムの構築のところにつきましては、5ページの「取組状況」にあります。例えば、外の目として、ケースワーカーや相談員の方々が意思決定支援のチームの中に入って利用者支援の意思決定支援を続ける中で、権利擁護というものをまずはしっかり取り組んでいくということでございます。また、外部コンサルテーションを導入していくという取り組みがありますが、先ほどの御質問は、この外部コンサルテーションの中に、例えば、弁護士など、法的な目線が入っているのかという御質問だと思っておりますので、そちらについては、また後程詳細を調べまして、このベース会議とは別に、補足で御報告をさせていただきたいと思っております。ちょっと手元に資料がないのでそうさせていただきます。と思っております。

最後に、中井やまゆり園の関係で、地域生活移行へ取組みの状況についてのお話でした。現在、外部の体験につきましては協力するという声をいただいております。ただ、我々の方で、この再アセスメント、ケースカンファレンス、改めて利用者の人となりをもう1回、徹底して見直していこうという段階でございまして、その上で、地域の方々と連携して、地域の方々も一緒に、医療モデル的な地域移行ではなく、地域の中で仲間ができるような、そういった地域生活移行を目指しているのです。そういった形で地域の方を巻き込んで、最終的には一緒に地域での豊かな暮らしができることを目指しながら、進めていきたいと考えております。

（事務局）

続きまして、佐藤副会長から御指摘いただいた、県立施設のあり方を議論するときの

指標として、どの程度の量が適切なのかという把握の仕方ではなく、県立の役割を考
えながら量的なことを考えていくべきであるというお話をいただいたと思います。こ
れについて、おっしゃるとおりだと思っており、提言いただいたものを踏まえて、今後
県立施設にはどういった役割が必要なのか、どれぐらい県立施設として運営していく
必要があるのかということ整理していきたいと思っております。

現状ですが、ほとんどの県立施設で、定員が100名を越す状況にはありますが、実態
としては、かなり絞れてきています。例えば、中井やまゆり園の実員は90名、三浦しら
とり園も112名が定員ですが、実際は80名、さがみ緑風園は、100名が定員ですが、60
名です。このように地域生活移行というか、例えば、さがみ緑風園では高齢者の方が多
かったので、70歳の方々には、介護保険施設の方に移行していただいたといった取組み
の中で、かなり減ってきているところです。そのようなことも踏まえながら、今後、県立
の役割、あり方を考えていく、また、県立施設として残していく、役割を発揮していく
ということを考えていくものと思っております。

それから成田委員からお話ありがとうございました、我々も、県立施設だけで、今後の県立
施設のことを考えられるとは思っておりません。地域の社会資源がどのぐらい整備され
て、そこにどれぐらいの人がいるのか、といった全体を見ながら考えていく必要がある
と思っております。県立施設のあり方を考えると、同時に社会資源の整備、相談支援の充実、
障がい者理解の促進、そういったことも含めてやっていかなければいけないというこ
とで、今現在、施策も併せて検討しているところでございます。

調査委員会につきましては、佐藤副会長がおっしゃっていたように、これで調査が終
わりではないと思っております。調査委員会の前に、支援改革プロジェクトチームで中井
やまゆり園の支援の改善などを御検討いただいております、今後は、その改革プロジェ
クトチームを再開して、その中で調査の進捗状況を御報告しながら、調査から浮かび
上がった園の課題、考察などを取り入れながら、中井やまゆり園の改善に向けたプログ
ラム作成を考えていきたいというところです。調査継続かつ、この調査委員会を発展的
に解消、プロジェクトチームに格上げしながら、利用者支援の改善も検討していきたい
と考えております。

かもはらかいちょう
(蒲原会長)

以上、説明ありましたけども、よろしいでしょうか。そろそろ時間の関係でございま
す。もし他にも御質問等あれば、事務局が丁寧にお答えするというので、ぜひよろしく
お願いしたいと思います。それでは、最後に報告事項(5)について、簡単に事務局から
御説明いただければと思います。

じむきょく
(事務局)

しりょう もと せつめい
資料9に基づいて説明

かもはらいちよう
(蒲原会長)

ほうこくじこう とく しつもんなど
それでは報告事項(5)について、特にご質問等ありますでしょうか。

さまざまぎろん じかん ふんていどえんちよう もう わけ
それでは様々議論があつて時間が10分程度延長されました。申し訳ございませんで
した。本日の議題、報告事項は以上になります。他に特になければ、本日の審議はここま
でということにしたいと思ひます。皆さん方の御協力をいただきまして本当にどうもあ
りがとうございました。次回は、かながわ障がい者計画の取組状況、また、来年度に
かいてい けいかくとう ぎろん すす
改定する計画等についての議論に進んでいくことになります。

じむきょく かえ
それでは、事務局にお返しいたします。

じむきょく
(事務局)

かもはらいちよう
蒲原会長ありがとうございました。

ほんじつ かぎ じかん なか いいん みなさま かずおお きちよう ごいけんとう
本日は限られた時間の中で、委員の皆様から数多くの貴重な御意見等をいただきまし
て心より感謝申し上げます。

じかい だい かいかながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかい がつ よてい についでい
次回の第35回神奈川県障がい者施策審議会は11月を予定しており、日程につきましては
あらた ちょうせい
改めて調整をさせていただきます。

かいじよう こ いいん みなさま てもと さんこうしりょう
なお、会場にお越しいただいている委員の皆様につきましては、お手元の参考資料は
そのまま机に残していただければ、事務局で保管しまして、次回の会議に机上配布さ
せていただきます。

だい かいかながわけんしょうがいしゃせさくしんぎかい しゅうりよう ほんじつ まこと
ではこれで、第34回神奈川県障がい者施策審議会を終了いたします。本日は誠にあり
がとうございました。